随意契約理由書

件　　名	令和8年度 海岸線 5000形車両用ﾌﾞﾚｰｷﾗｲﾆﾝｸﾞ購入
契 約 の 相 手 方	日本製鉄株式会社
根　拠　法　令	地方公営企業法 施行令 第21条の13第1項2号に該当

随 意 契 約 の 理 由

今回、購入予定の車両用輪軸は、海岸線5000形電車の台車を構成する部品である。電車の走行・停止など車両の基本性能及び安全性に大きな影響を与え、その購入目的は、現有部品との取替である。

したがって、これら部品の取付互換はもちろんのこと、海岸線5000形電車の走行性能や台車の機能・構造・特性を十分理解したうえでの製作・手配が必要不可欠である。

これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時に当該部品の製作を担当した上記業者のみである。

担　当　部　署 （ 問 合 せ 先 ）	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係　　（電話番号 078-652-7340）